

京都市告示第518号

地方税法第20条の5の2第1項及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等（同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。）の期限の延長（令和2年8月31日京都市告示第297号）において別途市長が定めることとされている期日については、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とします。

令和3年1月15日

京都市長 門川 大作
(行財政局税務部税制課)